

令和３年度
清瀬市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（令和２年度分）報告書



令和３年８月
清瀬市教育委員会

あくなき改善に挑戦する清瀬の点検・評価

教育委員会の点検・評価は、「地方教育行政及び運営に関する法律」において、市民の皆様への説明責任を果たすために、教育委員会の「義務」として位置づけられている事業です。

しかし清瀬市教育委員会は、これまでも「義務を果たす」考え方ではなく、「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」という、清瀬市が目指す教育の在り方や、実現に向けた施策や事業を、一人でも多くの市民の方々に知っていただくと共に、取り組んできた各施策や事業が、目標に照らして真に適切かつ効果的であったのかを振り返り、改善するための貴重な機会として捉え、外部評価委員の先生方とともに、研究と実践を積み重ねてきました。

そのような中、私たちの目の前にはいくつもの高い「壁」が現れました。その一つが「評価のモノサシ」という壁です。教育は「〇〇ができた」とか「××がわかった」とかいった「見える成果」だけを求める営みではありません。「〇〇に対する考え方や見方が変わった」「これまで持ち得なかった新しい価値観を手に入れることができた」「生涯を貫く生きがいや学び続ける意欲を心に宿すことができた」など、「見えにくい成果」「見えない成果」を上げることも教育の使命です。

このような「心の内側の変化」は数値化しにくいことから、客観性や妥当性のある点検・評価を行うには知恵と工夫、そして創造性が求められます。すなわち何を評価のモノサシ(指標)として設定し、そのモノサシのどこまで達成したら「成果が上がった」とするのか、またそれをどんな方法で明らかにするのか、などの解を私たちの手で創り上げなければならないということです。

正直なところ、私たちはこの「評価のモノサシ」という「壁」を未だクリアすることはできていません。外部評価委員の先生方のご指摘を受けつつ、試行錯誤を重ねている状態です。しかし一方では「心の内側の変化」は、如何なる「モノサシ」をもってしても正確に測れるものではないことも自明です。だからこそ紆余曲折、行ったり来たりを繰り返しつつも、一步ずつでも「より良いモノサシ」を創り上げていくことほど、貴きことはないと確信しています。これからも清瀬市教育委員会は「最適なモノサシの開発」に全力を傾けていきます。

また、点検・評価の効率化と各事業の質的向上も、「壁」として私たちの前に立ちはだかっています。従前は、「16の方向性」のそれぞれを点検・評価することで、「五つの柱」の達成にどの程度寄与したのかを明らかにし、結果的に私たちが掲げる理念、「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」の達成

度を評価する、というロジックで進められてきました。

しかし「網羅的」に評価しようとすればするほど、事業ごとの評価の質が深まらないことは必然です。またマスタープランは長期総合計画に基づいて策定されているものであり、それぞれの実行計画に示される事業の多くが重複しているにもかかわらず、長期総合計画とマスタープランの両方で、各事業を評価しなければならず、事務局はいわゆる「評価疲れ」の現状にありました。

この課題解決の為に、今年度から、長期総合計画とマスタープランとの関係性や整合性を整理することで、マスタープランの総合的な評価は長期総合計画の評価を持って充てるとともに、点検・評価においては、各課（館）が「特に外部評価委員からの助言を受けて質的向上を図りたいもの」「市民に取り組みをアピールしたい取り組み」「重点として所管課が認識している施策」をピックアップし、外部評価委員による評価対象事業とすることで、質的向上を目指すシステムに変更しました。

同時に、外部評価委員の先生方のコメントも、従前のようにマスタープランの進捗の総論的な評価に加え、ピックアップした事業について、各論としての評価を受ける方法に変更しました。結果、ポイントとなる各事業の質的向上を図るうえで、貴重な示唆、指摘を頂けるものになったと考えます。

また、教育委員会事務局内の連携・協働の推進も一つの「壁」です。教育関係事業は一つの部門で成立することはほとんどなく、教育委員会各課の連携・協働が求められます。例えば教育の情報化を例にとれば、機器やネットワーク環境の整備は教育総務課が担当しますが、授業などでの活用については教育指導課が担当となります。両課が一体となって事業を進めなければ目的達成は叶いません。

事務局員の多くが、課間の連携・協働を進めねばならぬと認識していますが、多忙化は人の心や組織の在り様を「セクト主義」に陥らせます。協働による点検・評価が必要とは認識しつつも、多忙化を避けるために、協働的事业であっても「主担当として割り当てられた課（館）が当該事業を評価する」という意識に陥りがちでした。

課題解決の為に「主担当として割り当てられた課（館）の一次評価を、部長が二次評価し、その結果を外部評価にかける」という従前の評価プロセスを一部修正し、今年度から一次評価の際は、関係する各課が額を寄せ合って、当該事業のゴールイメージを共有したり、進捗や自己評価を行ったりする時と場を設け、連携・協働意識の醸成に努めました。

このように、いくつもの「壁」を乗り越えることに挑戦しつつも、この度の点検・評価の対象である令和2年度は、我が国の教育が経験したことがない「コロナで始まり、コロナで終わる」一年間でした。忸怩たる思い

を抱きつつ、中止や規模縮小、もしくは運営方法の変更を行わなければならない事業も多くあり、また一つ、点検・評価おける大きな「壁」が加わったともいえます。一方、我が国の経済も文化も大きな打撃を受け、まさに国民全体が、学習指導要領が示す「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」をフルに発揮しなければならない時代であったとも言えます。

しかし歴史的視点に立てば、ペストの蔓延によってヨーロッパの近代化が進み、スペイン風邪の猛威によって医療が飛躍的な進歩を迎えました。またドイツの初代総裁のビスマルクは「愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ」と言い、経済学者のドラッガーは「未来を予測する最善の方法は、未来を創り出すことだ」と言っています。

私たち清瀬市教育委員会は、これら歴史や名言から学び、「With-Corona」「New Normal」が進むであろう社会において、新たな教育を創造する夢や希望、気概や使命感を持ちつつ、「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」の実現に一層努めなければなりません。

清瀬市教育委員会は、これからも、この点検・評価事業のみならず、あらゆる取り組みにおいて、未来を見据え、「あくなき改善」に挑戦し続けます。

令和3年8月20日

清瀬市教育長

坂田 篤

目 次

第1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 の実施について	1
第2	長期総合計画・実行計画と総合教育計画マスタープラン実 行計画について	2
第3	第2次清瀬市教育総合計画マスタープランの概要 令和2年度教育員会事業一覧 令和2年度重点事業報告書兼点検評価個票一覧	3
第4	令和2年度点検評価 1 校内ネットワーク環境の整備検討(GIGAスクール構想) 2 教育相談センター機能の移転準備 3 オリンピック・パラリンピック気運醸成 4 ブックスタート事業(乳幼児に絵本等配布) 5 文化財の保護・保全・補助金交付	6 7 8 9 10 11
第5	点検・評価に関する有識者からの意見について	12
第6	清瀬市教育委員の活動状況	14

〈資料〉	清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況 の点検及び評価実施要綱	20

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

1 はじめに

清瀬市においては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を毎年実施しています。

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成 20 年 4 月 1 日施行）が改正され、教育委員会は、その教育行政の事務事業の執行管理について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告を作成し、議会に提出するとともに公表することとされました。

これを機会として清瀬市教育委員会は、各事業の成果効果を検証し、事業内容や教育の質を向上させてきました。職員が事務の点検評価を行うことを通して、市民や関係機関、市役所内外の各部署と協働を進めています。

2 点検・評価の対象と目的

平成 29 年度に策定した「第 2 次清瀬市教育総合計画マスタープラン」（以下、「第 2 次マスタープラン」）の基本理念の 5 つの柱と 16 の施策の方向性を実現のため実行計画を作成しています。

実行計画の中から特に各課・各館が力を入れて取り組みをした事業を点検評価の対象としました。外部評価委員の点検を受け、事業の目的・目標、施策の取組状況と成果・課題を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図り、市民の方々へ報告することを目的としています。

3 点検・評価の客観性

点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、施策及び事業の進捗状況等について意見を聴取する機会を設けることとします。

第2 長期総合計画・実行計画と教育総合計画マスタープラン実行計画について

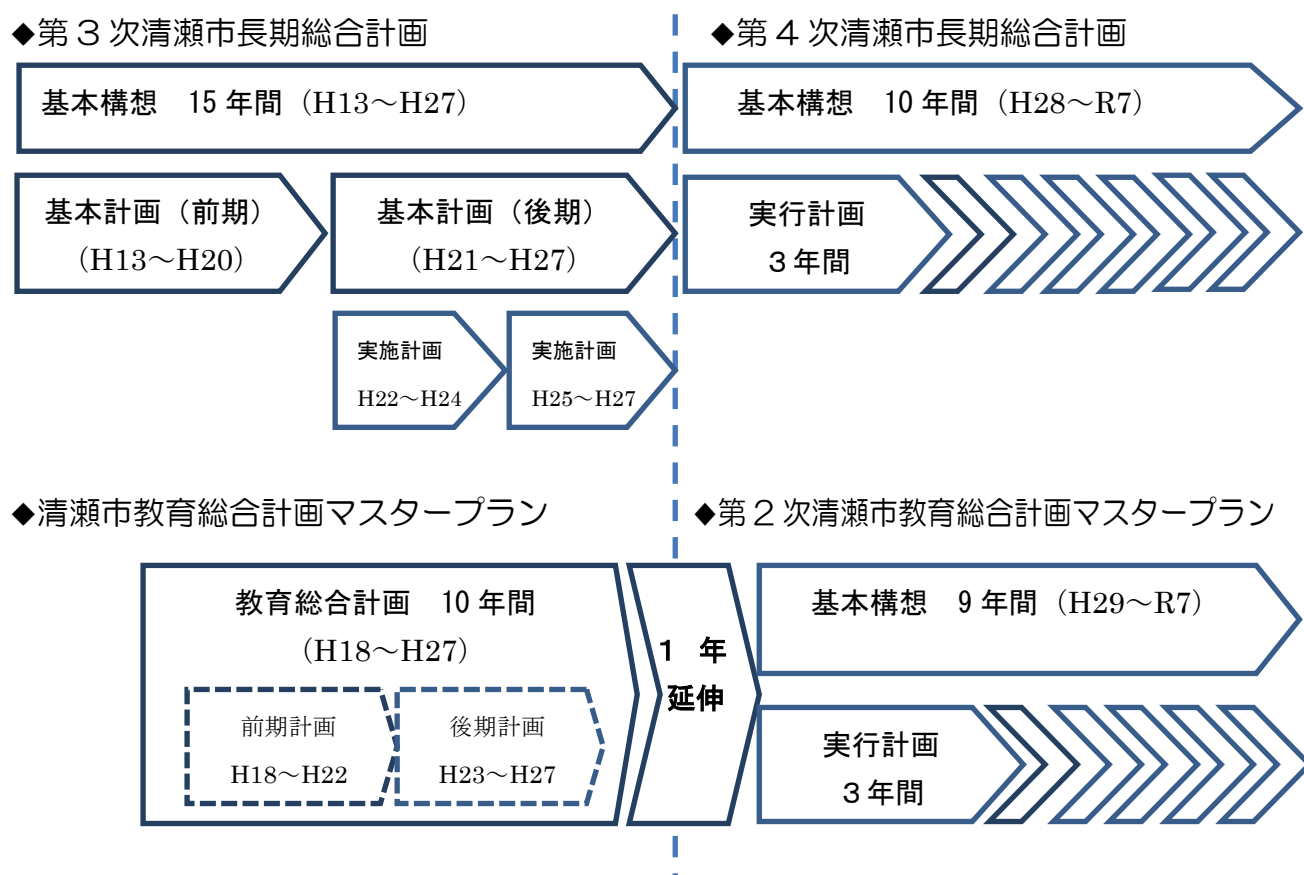
第4次清瀬市長期総合計画は、清瀬市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。まちづくりは、行政だけではなく、清瀬に住む市民や、市民活動団体、大学、企業、行政機関などと協働して行うことが求められています。そのため、本計画は、行政だけが実施する内容を描くものではなく、地域全体で共有し、市民と行政のお互いの役割分担と協働して成し遂げることを明示し、めざすべきまちの将来像を実現するための計画です。

長期総合計画の構成は「基本構想」と、それを実現する「実行計画」の二層構造とし、前者の計画期間を10年、後者を3年とすることで、これまでよりわかりやすく、実効性のある計画を目指しています。長期総合計画・実行計画の詳細は以下のURLからご確認ください。

<https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/keikakusisaku/kihonkousoukeikaku/1004591/1004593.html>

この長期総合計画・実行計画を補完する形で、教育・文化・郷土の部門を教育総合計画マスタープランが位置づけられています。

清瀬市長期総合計画と教育総合計画マスタープランの計画体系

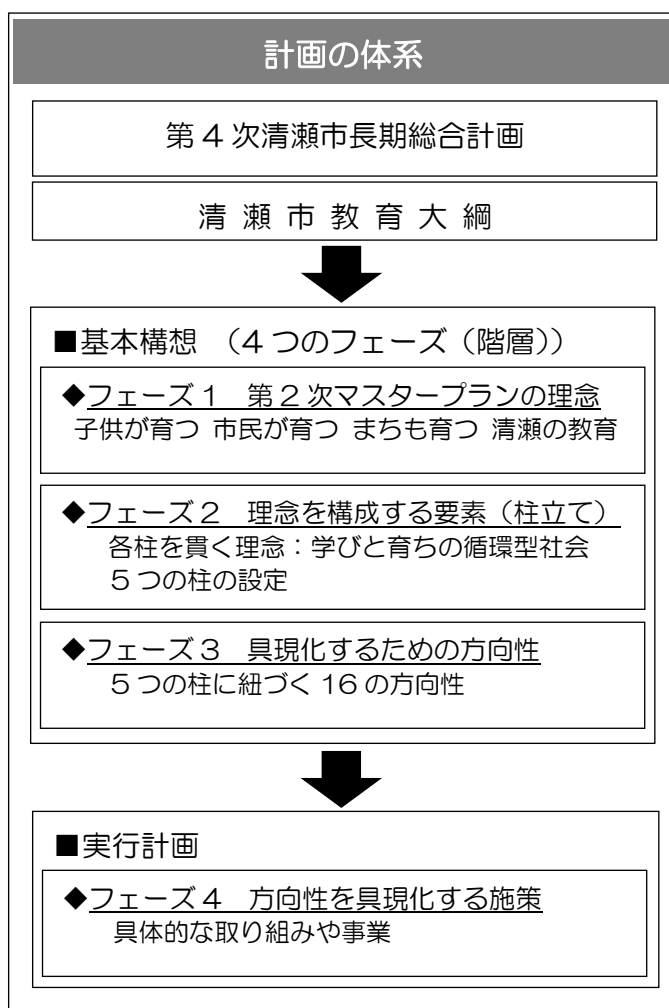


第3 第2次清瀬市教育総合計画マスタープランの概要

清瀬市教育総合計画マスタープランは長期総合計画にある学校教育と生涯教育について取り組みの指針や方向性を示すものです。

本計画は、「基本構想」と「実行計画」からなる2層構造の体系とし、構成する要素を4つのフェーズ(階層)に分けました。フェーズ1は基本理念、フェーズ2は理念を構成する柱、フェーズ3は柱を具現化するための方向性、フェーズ4は方向性を具現化する事業となっています。

また、本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられます。



◇基本構想の概略

長期総合計画と同じくする基本理念

「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」

基本理念の実現のため、5つの柱と、それぞれの柱に施策を16の方向性から実行で支えています。

I 健幸で生きがいのある 学び・活動を支援します

- ① 市民ニーズに応じた生涯学習活動の支援
- ② 生涯学習施設の学びとコミュニティ機能の推進
- ③ 「生きる力・考える力」を高め、伝えるための世代を超えた学びの場の提供

II 家庭の教育力向上を支援 します

- ④ 保護者への様々な学びや交流の場の提供
- ⑤ 家庭の教育力向上のための普及・啓発

⑥ 子育て、教育、生き方にかかわる支援体制の構築

Ⅲ 学力を保証し健やかな 心と体を育てます

- ⑦ 「確かな学力」の育成
- ⑧ 学びの関心や意欲を高めるための教育の推進
- ⑨ 豊かな心と撓(しな)やかで強(したた)かな心の育成
- ⑩ 運動習慣の確立による体力の向上
- ⑪ 教育環境の整備

Ⅳ 郷土の自然や文化への 学びを支援します

- ⑫ 日本の良さ、清瀬の魅力を理解し、内外に向けて発信する力の育成
- ⑬ 清瀬の文化や歴史を深く学ぶことのできる機能の強化
- ⑭ 体験を通した郷土文化の継承と郷土愛の醸成

Ⅴ 地域の力で清瀬の教育を つなぎます

- ⑮ 世代を超えた地域コミュニティの構築
- ⑯ 地域の力を学校に生かす仕組みづくりの推進

基本構想で示された5つの柱と方向性については、下記 URL から詳細がご覧いただけます。

<http://www.kiyose.ed.jp/gaiyou/mokuhyoukeikaku/2000110.html>

資料

令和2年度教育委員会事業一覧

教育委員会が実施する主な事業の一覧です。

実施する事業を中央に記載し、左側から長期総合計画の施策番号、事業コードを記載しています。取り組み項目の右側に、教育総合計画マスタープランの基本構想「柱」と「方向性」の番号を記載しています。外部評価委員の外部ヒアリングを受ける事業には○印をつけました。

令和2年度重点事業報告書兼点検評価個票一覧

外部評価委員の外部ヒアリングを受ける事業を一覧表にしました。

令和２年度 教育委員会事務事業一覧（長期総合計画施策、教育総合計画マスタープラン柱方向性対応表）
※ 網掛部分は令和２年度教育委員会重点事業 ○は外部評価事業に該当

施策番号	事業コード	事務事業名	取り組み項目	柱	方向性	担当課	外部評価
施策112	0110010312	児童・生徒安全推進事業	スクールガード養成、見守りボランティア推進	5	15	教育総務課	
			通学路安全対策推進協議会による安全対策推進	3	11	教育総務課	
			清瀬市通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検（八小、十小、清明小）	3.5	11.16	教育総務課	
施策122	110050104	文化活動振興事業	市民講座の再構築（シニアカレッジ、一般教養講座等）	1	1・3	生涯学習スポーツ課	
			生涯学習活動方針策定	1	1	生涯学習スポーツ課	
			石田波郷俳句大会（投句数11,500句）	1	1	生涯学習スポーツ課	
			清瀬フロイデハルモニー市制施行50周年記念演奏会	1	1	生涯学習スポーツ課	
	110050204	図書館運営管理事業	ボランティア養成・育成（図書館サービスボランティア30人）	1	2	図書館	
			ブックスタート事業（乳幼児に絵本等配布）	2	5	図書館	○
			事業の実施（読書交流会3回）（子ども会、DVD鑑賞会等子ども向け事業18回）	1.2	2.4	図書館	
			小中学校との連携強化（小学校選定教科書の追加図書購入、学校への図書搬送）	3	8	図書館	
			多摩六都科学館事業「たまろく図書館」参加	1.2	2.4	図書館	
施策123	0110050110	清瀬けやきホール運営管理事業	次期管理者の選定	1	2	生涯学習スポーツ課	
	0110050314	特別展事業	「横内襄展」、「オルセー美術館リマスターアート展」、「下宿内山遺跡展」の実施	4	12	郷土博物館	
	0110060104	体育等振興事業	地域内での健康増進・交流促進（美しくウォーキング）	1	3	生涯学習スポーツ課	
			陸上記録会等の実施(オリンピックアの活用)	1	3	生涯学習スポーツ課	
			スポーツボランティア制度の運用実施	1	3	生涯学習スポーツ課	
	0110060110	東京2020大会関係事業	気運醸成事業の実施（講演会、シティドレッシング等）	1	1	生涯学習スポーツ課	○
	0110060201	清瀬内山運動公園等管理事業	指定管理者の事業計画書に基づく運営・管理	1	2	生涯学習スポーツ課	
			スポーツ施設の維持補修（駐車スペース20台新設）	1	2	生涯学習スポーツ課	
			下宿地域市民センター・体育館耐震補強及び大規模改修工事	1	2	生涯学習スポーツ課	
施策124	0110050305	博物館事業	企画展の開催	4	12	郷土博物館	
			常設展示「清瀬全史新編清瀬風土記」の継続	4	13	郷土博物館	
			各種事業講座等の実施（宿泊体験、文化財巡り、きよせ郷土カルタ大会等）	4	12	郷土博物館	
			下宿内山遺跡再整理・公開	4	13	郷土博物館	
			民具台帳整理・公開	4	13	郷土博物館	
	0110050602	文化財保全事業	文化財の保護・保全・補助金交付	4	13	郷土博物館	○
			文化財の選定に基づく調査（結核医療関連等）	4	13	郷土博物館	
	0110050604	旧森田家運営管理事業	郷土料理作り、文化財探訪、邦楽コンサートの実施	4	13	郷土博物館	
			茅葺屋根保存方法の調査研究	4	13	郷土博物館	
施策213	110020205	小学校就学援助事業	小・中学校就学援助（給食費、学用品費等）、入学児童・生徒の新入学学用品費の先行支給	2	6	教育総務課	
	110030205	中学校就学援助事業	新基準の適用	2	6	教育総務課	
			就学援助システムの更新	2	6	教育総務課	
施策321	0110010309	情報教育推進事業	校内ネットワーク環境の整備検討（GIGAスクール構想）	3	8	教育総務課、教育指導課	○
	0110010303	研究指定校等推進事業	学力格差解消推進校事業（八小・清明小）	3	8	教育指導課	
			プログラミング教育の実施（全校）	3	8	教育指導課	
			オリンピック・パラリンピック教育の推進事業の充実（全校）	3	10	教育指導課	
			オリンピック・パラリンピックの各種事業への参加（競技観戦（小学校5，6年、中学生））	3	9	教育指導課	
	0110010308	児童・生徒健全育成事業	「命の教育」にかかわる体験活動の実施	3	9	教育指導課	
			「清瀬市道徳郷土資料集」冊子化	3	9	教育指導課	
			健全育成委員会の活動支援、あり方検討	3	7	教育指導課	
	0110010311	特色ある教育活動事業	特色ある学校づくり・校長の経営力の向上（校長によるプレゼンテーションとその査定による予算配当、教育委員会向けの校長による説明会の実施）	3	7	教育指導課	
			学校プロモーションビデオの作成	3	7	教育指導課	
	0110010313	学力向上推進事業	市学力調査	3	7	教育指導課	
			外国人英語指導助手（時間数増）	3	7	教育指導課	
			「清瀬の100冊」購入・活用	3	9	教育指導課	
	0110010318	地産地消推進事業（学校教育）	学校への地場産物活用、推進体制の見直し検討	2	5	教育総務課	
	0110010327	体験型英語学習活動事業	事業実施（150人）	3	7	教育指導課	
	0110020102 0110030102	小学校施設維持管理事業 中学校施設維持管理事業	通常の維持管理の実施（遊具の更新 三小、七小）	3	8	教育総務課	
			給食室給湯システム・給水給湯配管改修工事（芝小、十小）	3	11	教育総務課	
			給食室排気システム改修工事（四中）	3	11	教育総務課	
			体育館テレビ配線整備工事（全小中学校）	3	11	教育総務課	
			普通教室エアコン設置工事（芝小）	3	11	教育総務課	
	0110020502	小学校校舎改造事業	トイレ改修工事（清瀬小トイレ洋式化等）	3	11	教育総務課	
			給食室改修工事（清瀬小）	3	11	教育総務課	
	0110020508 0110030507	小学校空調設備整備事業 中学校空調設備整備事業	屋内体育施設空調設置実施設計（全小中学校）	3	10	教育総務課	
			屋内体育館施設空調設置工事（中学校5校）	3	10	教育総務課	
施策322	0110050118	学校支援本部事業	学校支援地域本部の設立・運営の推進（13校）	5	16	生涯学習スポーツ課	
			地域支援コーディネーター研修実施・育成（13人）	5	16	生涯学習スポーツ課	
			土曜日、夏季休業中等の教育活動支援、地域との合同行事の企画運営等	5	16	生涯学習スポーツ課	
			コミュニティースクールに向けたあり方検討	5	16	生涯学習スポーツ課	
	1010010328	コミュニティハウス事業	整備	5	16	教育指導課	
施策332	0110010302	教育相談センター運営管理事業	教育相談センターの運営（悩みや困難を抱えた児童・生徒・保護者の課題解決、教育相談の実施、学校適応支援、スクールソーシャルワーカーによる対応等）	2	6	教育指導課	
			教育相談センター機能の移転準備	2	6	教育指導課	○
施策532	0110010203	事務局一般事務事業	学校の適正規模・適正配置に向けた調査、検討	3	11	教育総務課	
			小中学校プールの運用及び改修計画検討	3	11	教育総務課	
	0110050202	図書館施設維持管理事業	中央図書館（躯体調査）	1	2	図書館	
	0110050303	博物館施設維持管理事業	ギャラリー改修工事実施設計	1	2	郷土博物館	
			映像展示室改修工事、一般貸出	1	2	郷土博物館	

令和２年度重点事業報告書兼点検評価個票一覧

施策番号	事業コード	事務事業名	取り組み項目	柱	方向性	担当課	外部評価
施策122	110050204	図書館運営管理事業	ブックスタート事業（乳幼児に絵本等配布）	2	5	図書館	○
施策123	0110060110	東京2020大会関係事業	気運醸成事業の実施（講演会、シティドレッシング等）	1	1	生涯学習スポーツ課	○
施策124	0110050602	文化財保全事業	文化財の保護・保全・補助金交付	4	13	郷土博物館	○
施策321	0110010309	情報教育推進事業	校内ネットワーク環境の整備検討（GIGAスクール構想）	3	8	教育総務課、教育指導課	○
施策332	0110010302	教育相談センター運営管理事業	教育相談センター機能の移転準備	2	6	教育指導課	○

第4 令和2年度点検評価

◇点検評価対象事業について

【教育指導課・教育総務課】令和5年度まで整備を要請されていたGIGAスクール構想が、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度に前倒しで実施することになりました。端末の配備後の児童・生徒の学習は、令和3年度9月以降に本格的に始まるため、令和2年度に実施した、端末の購入、高速ネットワーク整備及びその活用について評価しました。事業は施策の方向性8(学びの関心や意欲を高めるための教育の推進)としました。

【教育指導課】教育相談センターは令和3年度から7年度にかけ、相談を受ける場所や受ける体制(組織)が大きく変化する予定です。この準備を重要な事業として取り組みました。センター業務は変化の前となるため、事業は施策の方向性6(子育て、教育、生き方にかかわる支援体制の構築)とし、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、不登校出現率を評価の指標としています。

【生涯学習スポーツ課】東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は令和2年の開催が延期となり、令和3年度開催に計画が変更されました。オリンピックの気運醸成を目的とした事業は、開催の詳細が不確定な中でも実施を余儀なくされる大切な事業となりました。事業は施策の方向性1(市民ニーズに応じた生涯学習活動の支援)、評価の指標は、この一年でスポーツ・レクリエーションに参加したことがある人の割合としました。

【図書館】ブックスタート事業は乳児、幼児への読み聞かせにより親子のコミュニケーションを深めること、また読み聞かせを通じて多様な人々が繋がること等の重層的な目的を持っています。ブックスタート事業で行っていた、絵本と専用バッグの配布が令和3年度で終了するため、事業運営の変更と結果を報告します。事業は施策の方向性5(家庭の教育力向上のための普及・啓発)、指標はこの一年で図書館に行ったことのある人の割合です。

【郷土博物館】郷土の文化財の保護や保存を行うため、関係団体への補助金交付や関連展示や講座等の啓発事業を実施しました。事業は施策の方向性12(清瀬の歴史や文化に触れる機会の提供を通じ、市民の知識や理解を深める)方向性13(清瀬の郷土文化について深く学ぶことができる専門機関としての機能を高めるとし、指標は市の歴史や伝統文化、文化財等に関心があると思う人の割合としました。

令和2年度重点事業報告書兼点検評価個票

教育総務課・教育指導課

事務事業名	情報教育推進事業
-------	----------

施策体系(長期総合計画)

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
3	32	321	1

財務科目・総事業費(予算額)

会計	1	一般会計
款	2	総務費
項	1	総務管理費
目	14	新型コロナウイルス感染症対策費
事業番号	11	新型コロナウイルス感染症対策事業
総事業費(円)	389,372,115	

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策事業にて実施

柱	方向性	令和2年度末までに目標とする効果(姿)	
3	8	高速ネットワークの整備、児童・生徒1人1台端末の適切な活用により、校内でのICT活用がすすみ学びの関心や意欲を高める。	
指標名 長期総合計画		文部科学省「全国学力学習状況調査」における平均正答率(国平均比較)	
現状値(令和2年度)		目標値(令和3年度)	目標値(令和5年度)
小学校6年国語 -4.8P 小学校6年算数 -1.6P 中学校3年国語 +1.2P 中学校3年数学 +1.2P		小学校6年国語 -4.0P 小学校6年算数 -1.0P 中学校3年国語 +1.5P 中学校3年数学 +1.5P	小学校6年国語 -3.0P 小学校6年算数 -0.5P 中学校3年国語 +1.8P 中学校3年数学 +1.8P
		目標値(令和7年度)	小学校6年国語 ±0.0P 小学校6年算数 ±0.0P 中学校3年国語 +2.0P 中学校3年数学 +2.0P

重点とする事業

事業名	「GIGAスクール構想」を実現するための清瀬市学習系ネットワークシステム構築業務
開始当初	- 今年度中の事業完了へと前倒しになった文部科学省の提唱する「GIGAスクール構想」を実現するため、児童生徒1人1台の端末配備及び設定作業並びに各学校への高速大容量ネットワークの構築を実施する。 - また、配備した端末とネットワークについての保守を実施する。 - 導入についてはプロポーザル方式とし、金額だけでなく、清瀬市に合った企画提案を採用できるような手法を採用する。
年度最終 (年度末までに目標とする効果に 対しての状況)	3月で全校へのネットワーク工事が及び1人1台分の端末の納品も完了した。 - プロポーザルを活用したことで、予定より1億低い金額で導入をすることができた。 - 次年度以降、各校で活用できるよう保守を実施し、また、受注者の研修やICT支援員を活用して、各校へ授業における端末の活用を浸透させる。 - GIGAスクールの実施に伴い、プレゼンテーション等や資料の大画面提示などに活用できるよう、短焦点型プロジェクターやスクリーンシートも導入した。
評価委員会(二次評価)での意見及び評価	- 今後は教育が中断しないよう、保守・点検等の整備を行う。 - 学校でのICT等の機器の活用を拓げるためには、教育指導課と連携が欠かせず、研修や外部人材、ソフトウェア教材の充実を計画する。
方向性を同じくする事業や特にアピールするものがあれば記載	- ICT機器等を整備したことで、教育委員会、校長会をはじめ、様々な教職員の会議、研修をオンラインで行うことができた。 - 業務の効率化や人の移動による経費や時間等を削減することができた。 - 子供たちへの授業や食育など、さまざまな発信が行われている。
外部評価委員意見	「GIGAスクール構想」に基づき、ハード面の整備(通信ネットワーク整備、児童生徒一人1台端末の整備、大画面提示装置等の整備)は、教育のデジタル化に向け、清瀬市全ての児童生徒に学びの環境を保障するものであり、行財政としての責任を果たしてきたと評価できる。また、ICT機器等を整備したことで、コロナ禍においても子供の学びを止めない授業実践での活用、各種会議、研修会での新たな活用への試みも大いに評価できる。今後、一人1台端末の活用拡大を図るため、ICTを活用して指導できる教員の育成、全教員による組織的な実践も極めて重要である。教育総務課、教育指導課が連携を図り、児童生徒の関心・意欲を高める成果指標の立て方については今後検討を加え、目標値の実現に向け、更なる取組を期待する。

令和2年度重点事業報告書兼点検評価個票

事務事業名	教育支援センターの移設準備
-------	---------------

施策体系(長期総合計画)

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
33	32	332	1

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性	令和2年度末までに目標とする効果（姿）					
2	6	関係機関との積極的な連携を図る。					
指標名 長期総合計画		児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 不登校出現率					
現状値（令和2年度）		目標値（令和3年度）		目標値（令和5年度）		目標値（令和7年度）	
小学校 1.43 中学校 4.54		小学校 1.20 中学校 4.30		小学校 1.00 中学校 4.00		小学校 0.70 中学校 3.50	

重点とする事業

事業名	教育支援センター機能の移転準備
開始当初	「子供が抱えている問題は、友人関係、発達障害、貧困等、その要因は多様化している。子供の悩みに切れ目なく対応するため、誕生から就労期までを幅広く対象とする相談窓口が求められている。」(長期総合計画より) ○健康センターの改修と併せて、教育指導課教育支援センター、子育て支援課子供家庭支援センター、障害福祉課等の連携を強化し、市民が相談のしやすい場を構想する。 ○学齢期の児童・生徒について、スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)を活用して充実を図る。
年度最終 (年度末までに目標とする効果に対しての状況)	○改修に向けた準備を関係機関が連携して進めるとともに、教育支援係のフレンドルーム、教育相談室、就学相談担当、SSWの基礎情報を一元化し、学校及び家庭への支援の充実を図った。 ○GIGAスクール構想を実現するため、教育支援係の各担当が児童・生徒や保護者に対してオンライン上で支援をできるよう、備品等の整備を行った。 ○令和4年度のフレンドルームにおける教育内容を充実するため、中央図書館と連携を図った課題解決型のカリキュラム編成を行うとともに、教育指導課が教育計画について、指導・助言を行い、教育委員会で受理できる制度の構築準備を行った。 ○教育相談センター相談員が今日的な課題への対応力を高めるため、企画部や総務部等の関係機関と連携しながら、研修等の取り組みの充実を図った。
評価委員会(二次評価)での意見及び評価	○市の相談体制について、市民がより充実していると実感できるようにしていく必要がある。今後、0歳児から就労まで相談体制を可能な限り、集約させていく。 ○「多様な教育機会確保法」の成立等、不登校児童・生徒を取り巻く社会環境が変化している。フレンドルームの意義や在り方、運営や教育内容等を見直す必要がある。 ○GIGAスクール構想を実現する中で、オンラインでの相談や学習支援について実施・検証を着実にを行うこと。 ○教育相談室の運営においては、多様な教育資源の活用をすることで、相談の質的向上を図る。 ○フレンドルームのカリキュラムを再編し、課題解決型の学習等が十分に展開できるよう教育計画を丁寧に見直す必要がある。
方向性を同じくする事業や特にアピールするものがあれば記載	「GIGA構想の実現に向けた取組」 ○学校環境適応感尺度「アセス」の活用してのキメの細かい児童・生徒理解を各教員実施するとともに、GIGAスクール構想によって実現した教育環境を活用したフレンドルームにおける教育計画を再編し、PDCAサイクルの機能強化による教育成果を高めることができた。
外部評価委員意見	「多様な教育機会確保法」の成立などを背景に、不登校児童生徒に対する社会の見方が「問題行動」から「理解し、受容するもの」へと変化してきている。この法案の基本理念第三条二において、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」とある。「多様」というキーワードを受け止め、各課、関係機関が連携し、子供の多様性に対応できるよう教育支援センターの移設準備を進め、教育相談体制の機能を充実させたことは、大きな成果と言える。SNSを活用した相談体制は有効であり、今後、オンラインでの教育相談の充実を図るとともに、児童生徒の能力に応じた教育を受ける機会をどのように保障するか、不登校出現率が減少傾向にある取組の事例研究など、更なる検討が必要である。

教育指導課		
財務科目・総事業費(予算額)		
会計	1	一般会計
款	10	教育費
項	1	教育総務費
目	3	教育指導費
事業番号	2	教育相談センター運営管理事業
総事業費(円)	6,236,000	

科目が複数となる場合は、主たるものを記載し、総事業費は事業費総額を入力しています

令和2年度重点事業報告書兼点検評価個票

生涯学習スポーツ課

事務事業名	オリンピック・パラリンピック気運醸成
-------	--------------------

施策体系(長期総合計画)

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
1	12	123	2

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性	令和2年度末までに目標とする効果(姿)	
1	1	新たな知識や技術を習得したいという市民の思いやスポーツ活動など、一人一人が健幸で生きがいある生活を送ることが出来るよう支援を強化する。	
指標名 長期総合計画		この一年でスポーツ・レクリエーションに参加したことがある人の割合	
現状値(令和2年度)		目標値(令和3年度)	目標値(令和5年度)
30.2		36.7	39.2

重点とする事業

事業名	オリンピック・パラリンピック気運醸成
開始当初	・2021年7月に延期された東京2020大会に向けて、これまで実施してきた既存イベント開催に合わせた気運醸成等に加え、新たな取組を行う。 ・庁内関係部署、近隣自治体との連携や東京都並びに組織委員会との調整をしつつ、効率的かつ効果的な事業展開を行っていく。 ・市立小中学校の授業でのボッチャの体験に向けて学校と調整を行い、多摩六都スポーツ大会でのボッチャ実施やボッチャ市町村大会への参加数増加につなげスポーツ振興を目指す。
年度最終 (年度末までに目標とする効果に対する状況)	・アスレチックトレーナーの山本邦子氏による講演会を11月8日に実施。2部構成とし、1部には年中から小学校4年生の子供とその保護者21組が参加、2部には主に指導者向けの内容で19人が参加。 ・コロナウイルス感染症の影響により、多摩六都スポーツ大会やボッチャ市町村大会は中止となったが、ボッチャの貸し出しについての周知をし、市立小中学校1件、市内福祉団体1件にボッチャセットを貸し出しを行った。
評価委員会(二次評価)での意見及び評価	・山本邦子氏による講演会は、オリンピックなどプロスポーツ選手の子供時代の取組みなども取り上げることで、東京2020大会を多様な視点から観戦したくなるような内容もあり、参加者の反応も良く好評だったため、大いに気運醸成に向けた機会となった。 ・ボッチャを体験することにより、パラリンピック競技に向けた気運醸成やパラスポーツへの理解と関心を深められた。また、障害のある人にどの様はサポートができるのかを考えるきっかけ作りとなった。引き続きボッチャ競技を周知し、レガシーとして繋げていく必要がある。
方向性を同じくする事業や特にアピールするものがあれば記載	・コロナの影響により様々な制約がある中、元オリンピックが東京都中学校体育連盟研究発表会やダンスなど体育授業、体操指導に関わったことは、子供たちにもよい刺激となった。 ・自粛期間中に、YouTubeにて「おうち体操」を配信した。昔遊び等を取り入れ、幼児や児童が一人でできる運動、家族と一緒に楽しみながらできる運動等、2～3分程度で気軽に運動を楽しむことのできる内容となっている。
外部評価委員意見	本事業は、市内外関係機関との連携や調整を伴いつつ、各市立小中学校の関係者等に直接働きかけ、広範な市民のスポーツへの思いや活動意欲を盛り上げるべく、よく準備されていた。結果的に新型コロナウイルス禍の影響によって大いに活動が制限されたが、それでも講演会や動画配信などの新たな努力も行ったので、事務局が市民のスポーツへの思いと意欲の強さを感じることができた旨の自己評価は一定程度理解できる。ただ、それを分かりやすいデータと説明で点検評価の書面で簡素に説明するのが担当者の知恵の絞りどころである。そのためには、コロナ禍の下では下落するに決まっている当初の指標を墨守するだけではなく、代替指標や中間指標を何か工夫して頂きたかった。(例えば、動画配信など「おうち」でできる運動の普及策などの実績をアピールできる指標など)

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	1	一般会計
款	10	教育費
項	6	保健体育費
目	1	保健体育総務費
事業番号	10	東京2020大会事業
総事業費(円)	6,337,000	

科目が複数となる場合は、主たるものを記載し、総事業費は事業費総額を入力しています

令和2年度重点事業報告書兼点検評価個票

事務事業名	ブックスタート事業
-------	-----------

施策体系(長期総合計画)

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
1	12	122	3

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性	令和2年度末までに目標とする効果(姿)		
2	5	対象者全員にブックリストを配布しブックスタート事業のPRと共に、図書館の利用促進に努める。		
指標名 長期総合計画		この一年で図書館に行ったことのある人の割合		
現状値(令和2年度)		目標値(令和3年度)	目標値(令和5年度)	目標値(令和7年度)
44.9%		53.0%	54.0%	54.9%

重点とする事業

事業名	ブックスタート事業の推進
開始当初	- 健康推進課で実施している1歳6か月児健診の際に、ブックスタート事業の推進を目的に絵本の読み聞かせと共に配布しているお勧め図書リスト「だっこしてよんで」が大きな効果を得ていることから、3・4か月児健診時についても絵本と専用バッグと併せて、乳幼児向けのお勧め図書リストを12月までに新たに作成し配布する。 - 新たに作成するリストは乳幼児を対象を限定した読み聞かせ用絵本24冊、保護者を対象にしたお勧め図書5冊を選定し、書影使用の許諾、紹介文の作成作業を9月末までに終了し、10月中旬に印刷を発注し、11月中に発行の予定。 - これまで6回発行したリストは全て子供に読み聞かせるための本の紹介であったが、今回のリストでは読み聞かせの意義や赤ちゃんとの遊び方、著名な絵本作家による育児エッセイも併せて紹介する。
年度最終 (年度末までに目標とする効果に対しての状況)	これまで1歳6か月児検診の際に配布しているお勧め図書リストで紹介した絵本が、図書館における児童書ベストリーダの10位までに6冊が入り、大きな効果を上げてきた。また、絵本と専用バッグの配布が今年度で終了することとなり、今後ますますリストの果たす役割は大きくなる。今年度12月から配布を開始した3・4か月児に向けた図書リストについても、時間の経過を待ってその効果を測りたい。
評価委員会(二次評価)での意見及び評価	- 絵本の配布については一定の役割を果たしたので今年度を持って終了とし、令和3年度からより指標に対して効果の望めるブックリストの作成、配布に注力する。今年度作成したリストについても、令和2年12月からの配布であり、またコロナ禍であっても、令和3年1月から3月末までの児童書全般の貸出数ランキングにおいて、リストで紹介した絵本が10位までに5冊、20位までに10冊が入り図書館の利用に対して非常に大きな効果をあげることができた。 - 今後は、ブックリストの配布により保護者と共に乳幼児が持った読書に対する興味を、成長に合わせて持ち続けられるように努める。そのために各年代を対象として子供向け事業や、令和3年度から教育指導課と連携して実施する「図書館を使った調べる学習コンクール」の一層の充実を図っていく。
方向性を同じくする事業や特にアピールするものがあれば記載	
外部評価委員意見	ブックスタート事業は、子育てを始める市民の読書ニーズを迎えに行く、本市の図書館の貴重な事業である。図書リスト「だっこしてよんで」という魅力的なツールを使うなどの秀逸な工夫も相まってとして年々の高い実績が目立つ。しかも、この事業を評価するモノサシとして長期総合計画の指標(「この一年で図書館に行ったことのある人の割合」=コロナ禍の下では例年よりも少なくても当然)を使って分かりやすい説明が可能なのか。せめて、ブックスタート事業を利用した人の来館割合などといった納得しやすいモノサシ(ブックスタートに近いもの)を併用して頂きたかった。

図書館		
財務科目・総事業費(予算額)		
会計	1	一般会計
款	10	教育費
項	5	社会教育費
目	2	図書館費
事業番号	4	図書館運営管理事業
総事業費(円)	935,000	

科目が複数となる場合は、主たるものを記載し、総事業費は事業費総額を入力しています

令和2年度重点事業報告書兼点検評価個票

郷土博物館

事務事業名	文化財保護・保存の推進
-------	-------------

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	1	一般会計
款	10	教育費
項	5	社会教育費
目	6	文化財保護費
事業番号	2	文化財保全事業
総事業費(円)	2,164,000	

科目が複数となる場合は、主たるものを記載し、
総事業費は事業費総額を入力しています

施策体系(長期総合計画)

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
1	12	124	1
1	12	124	2

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性	令和2年度末までに目標とする効果(姿)		
4	12	清瀬の歴史や文化に触れる機会の提供を通じ、市民の知識や理解を深める。		
4	13	清瀬の郷土文化について深く学ぶことができる専門機関としての機能を高める。		
指標名 長期総合計画		市の歴史や伝統文化、文化財等に関心があると思う人の割合		
現状値(令和2年度)		目標値(令和3年度)	目標値(令和5年度)	目標値(令和7年度)
45%		52%	53%	55%

重点とする事業

事業名	文化財保護・保存の推進
開始当初	・関係団体に適切に補助金を交付し、指定文化財保護・保存する。特別展「下宿内山遺跡展」開催に向け資料整理、他博物館から資料を集める準備をする。新型コロナウイルス感染症防止対策を鑑みながら、市内文化財巡り等の実施について検討を行う。教育基金を活用し、「うちおり」の常設展示について準備を行う。
年度最終 (年度末までに目標とする効果に対しての状況)	・指定文化財保護・保存のため、郷土芸能育成補助金を交付した。(2件60千円) ・特別展「下宿内山遺跡展」を11月21日から12月13日まで開催し、1,057人の参加を得た。また関連事業として記念講演会を2回、学芸員による見所紹介2回、親子で参加する考古学体験(ミニ発掘体験)の全5回を実施し、参加者はのべ95人となった。 ・5月31日予定の文化財巡りはコロナ対策のため中止したが、10月31日の文化財探訪は実施し、参加者は14人であった。中里富士塚と下宿のふせぎ行事を中心に案内した。 ・国の重要有形民俗文化財であるうちおりの関連資料「森田家の檻裡」について、調査報告書を刊行した。
評価委員会(二次評価)での意見及び評価	・感染対策を講じながらの特別展の実施など、できる範囲での活動を行った。今年度の経験を踏まえ来年度に向けてしっかり準備したい。また、例年行っている事業を繰り返すのではなく、今年度中止した事業は全て復活させるべきか検証が必要である。
方向性を同じくする事業や特にアピールするものがあれば記載	・方向性14郷土文化の継承と郷土愛の醸成 郷土博物館では、市民が郷土の伝統文化、芸能、行事の尊さを理解し、次世代へ継承していくきっかけとなるような体験行事の開催や情報発信を行っている。
外部評価委員意見	事業名が大きくてであるが、要は郷土博物館運営事業である。例年拝見していて、館の事業は、考古学から始まって産業や生活文化から近代文学までの多彩なトピックを扱い、コンクールや宿泊活動を含む多様な事業形態を工夫している。コロナ禍の令和2年度においても変わらぬ事業企画力と実施力を発揮したと見え、スタッフの説明にも自負を感じる。但し、本報告書で掲げる「目標とする効果」「指標」に沿った成果を挙げていると認めることはできるものの、もう少し中間的な指標を立ててそれに向けた事業展開を説明するほうが、市民の理解も深まり、事業に関わる皆さんの仕事の目線も合わせやすいだろうと悔やまれる。同時に何を目標して何を提供するか、学校で指導に当たる先生方との一層の連携のもとに優れた実践を継続して頂きたい。

1. はじめに

清瀬市教育委員会事務事業（令和2年度分）点検・評価の外部委員を初めて仰せつかった。これまで学校教育、教育行政に携わってきた経験を求められての外部委員であると立場を認識し、とりわけ「学校教育との関連」に焦点を当てて意見を述べさせていただきたい。

2. 新しい発想でチャレンジを

更なる事業の質的充実を図るために、「オリンピック・パラリンピック気運醸成事業」を例に、新しい発想でチャレンジすることを提案したい。

「オリンピック・パラリンピック気運醸成事業」では、学校教育と関連させ、元オリンピックアンが体育授業に関わるなど、子供にとって夢や憧れを感じ、普段の授業では味わえない体験的な活動が実施された。一方、このような取組が成果指標「この一年でスポーツ・レクリエーションに参加したことがある人の割合」を高めたかどうかの効果の検証が示されていない。効果の検証を可能にし、さらにスポーツ・レクリエーションに参加したくなる人を増やす工夫として、新しい発想でチャレンジする企画提案をしてはどうだろうか。例えば、市内の文化財施設や自然名所巡りをスタンプラリー形式により親子で参加するなど、ウォーキングと子供の自由研究が一石二鳥で実現できるような発想である。途中、図書館をコースに含め、館内にスポーツイベントに参加したくなるような仕掛けをしてはどうだろうか。また、障害をもつ子供向けに、オンラインでも参加できる、バーチャルスタンプラリーやボッチャの映像視聴体験はどうだろうか。さらに、イベントを単日設定から、複数日設定にすることで、参加機会の自由度が高まり、目標値をさらに高めることができるだろう。イベントの申し込みをオンラインで行うことで参加者の割合も簡単に把握でき、効果の検証となる。

このように新しい発想でチャレンジすることで、これまでの費用対効果をはるかに上回る事業の可能性につながるだけでなく、清瀬市の郷土理解も含めた子供の学びも充実し、併せて事業の質的充実にもつながるものと思われる。

3. おわりに

これまでの事業の成果を「継承」しつつ、新たな時代の潮流を見据え「創造」していくことが大切である。前年度踏襲は後退の意識で、事業の成果を絶えず見直す（課題発見、原因分析が重要）ことで、「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」の基本理念が一層推進されるのではないだろうか。

1. 教育事業の高度化の成否を分けるのは

点検・評価の外部委員を数年経験させて頂く中で、各事業の担当の方々には、有意義な事業を着実に企画・実施する実直な職人気質を感じています。他方で、各担当者間や他部局との横断的な連携や庁外との連絡調整も年々複雑に強化され、より広範な市民の＜よりよく生きたい＞という願いに対応する素地が出来つつあります。こうした教育事業の高度化の成否を分けるのが計画や評価の適切さです。点検及び評価の報告書は、各事業の目標～実施～成果の動線をすっきり見せて、市民には納得と感動を、職員には確信と自信をもたらすものであって欲しい。そのように願いつつ、私のほうでは「生涯学習との関連」に焦点を当ててコメントさせて頂きました。

2. 評価の筋道を通す

事業ごとに年度末までの「目標とする効果（姿）」を冒頭に掲げて、そこにどのようにどれほど到達し得たのかを示したシートで、私は「納得」「感動」できる説明の仕方を求めました。各担当者は、事業の推進方法や実績の部分は自信をもって説明されていましたが、冒頭の目標への接続の説明がよく通りません。教育総合計画のやや抽象的な文言を目標に持ってくると「関心や意欲を高める」「連携を図る」「努める」「深める」となって、何でもストライクになりがちです。目標の達成度を測る「指標」も、そのモノサシで測れるのか？と疑問符がつくものが多い。「現状値」と「目標値」の位置づけ方もわかりにくく、総じて事業の現場で目標～実施～成果の筋道を真面目に問いにくいシート構成になっています。

筋道の通りにくい評価シートは、事業自体が質の高いものを効果的に提供している様子であるだけに、もったいないことです。納得できる説明の機会を逃すばかりでなく、職員も力の入れどころや連携の重点を確信しにくくなる結果を招かないでしょうか。評価書を書き始めるよりずっと早い時点で、現場の意見を踏まえて筋道の通り方が検討されるべきでしょう。

3. 意欲を示す市民のニーズを待つばかりではなく

ニーズの掘り起こしも各事業でなされていますが、人がスポーツ活動をしたくなる、或いは図書館や博物館に行きたくなる場面を理解して条件を整備することも「目標」到達までのステップとしてユニークな指標の開発が待たれます。点検・評価の高度化もまた、現場を中心とする担当者の創意にかかっています。

第 5 清瀬市教育委員の活動状況(令和2年度)

1 教育委員会の構成

職 名	氏 名	任 期	備 考
教育長	坂田 篤	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日	
教育長 職務代理者	宮川 保之	自 平成 30 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日	
委 員	粕谷 衛	自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	
委 員	兵頭 扶美枝	自 令和 3 年 4 月 16 日 至 令和 7 年 4 月 15 日	
委 員	土屋 佳子	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日	

2 教育委員会定例会・臨時会

毎月 1 回定例会を、必要に応じて臨時会を開催し、議案、報告事項等を審議しました

実 施 日	主 な 審 議 項 目
令和2年第1回臨時会 令和2年4月 2 日	議案第 18 号 新型コロナウイルス感染対策について
令和2年第4回定例会 令和2年4月 17 日	議案第 19 号 事務の臨時代理の承認について 議案第 20 号 清瀬市社会教育委員の退任及び選任について 議案第 21 号 清瀬市立図書館協議会委員の選任について 清瀬市スポーツ推進委員の退任について 令和 2 年度教育委員会重点事業について 令和 2 年度研究指定校・各種委員会等 令和 2 年度学校公開等行事予定 令和 2 年度教育委員会訪問の日程調整 令和 3 年度使用清瀬市立中学校及び特別支援学級の教科書採択の流れ 特色ある学校づくり予算の配当について
令和2年第2回臨時会 令和2年4月 28 日	議案第 22 号 臨時休校後の学校再開について

実 施 日	主 な 審 議 項 目
令和2年第5回定例会 令和2年 5 月 22 日	議案第 23 号 清瀬市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について 緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策について 清瀬市公共施設再編計画の延期について 令和元年度 長期欠席・いじめ調査の報告について
令和2年第6回定例会 令和2年6月 19 日	清瀬市議会答弁内容について 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について(令和元年度分) 新型コロナウイルス感染症対策関連について 清瀬市教育委員会事務局職員の指導上の措置について 清瀬市立学校児童の柳瀬川における事故について
令和2年第7回定例会 令和2年7月 17 日	議案第 24 号 清瀬市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について 議案第 25 号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について 新型コロナウイルス感染症対策関連について 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について(令和元年度分) コミュニティハウス事業の進捗について
令和2年第8回定例会 令和2年8月 14 日	議案第 26 号 令和 3～6 年度使用 清瀬市立中学校教科用図書の採択について 議案第 27 号 令和 3 年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について 議案第 28 号 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について 議案第 29 号 清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会運用要綱について 議案第 30 号 清瀬市就学支援委員会運用要綱について 議案第 31 号 清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会運用要綱について 清瀬市スポーツ推進委員の退任について GIGAスクール構想・コロナウイルス感染症ガイドライン・コロナウイルス感染症情報公開
令和2年第9回定例会 令和2年9月 15 日	令和 2 年度第1学期のいじめ及び不登校の状況について 令和 3 年成人記念式典の開催について 児童・生徒のための学校と地域が連携した生涯学習の場「きよすぽサークル」(仮称)の試行について

実 施 日	主 な 審 議 項 目
令和2年第10回定例会 令和2年10月16日	議案第32号 欠番 清瀬市子供読書活動令和3年度組織改正(案)について 成人年齢引き下げに伴う、成人記念式典の対象年齢について 令和2年度重点事業報告(中間) 第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画(令和3年度～令和5年度)ローリングについて
令和2年第11回定例会 令和2年11月20日	議案第33号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について 議案第34号 コロナ禍における令和3年度教育課程の編成について 第12回石田波郷俳句大会について 令和3年度清瀬市立学校教育課程 編成基準について
令和2年第12回定例会 令和2年12月18日	議案第35号 事務の臨時代理の承認について 議案第36号 令和2年度清瀬市教育委員会表彰について 議案第37号 令和2年度清瀬市教育の情報化推進計画について 議案第38号 清瀬市文化財保護審議会委員の委嘱について 清瀬市公共施設再編計画について 令和3年4月1日施行予定の組織改正に伴う関係例規の整備について 新型コロナウイルス感染対策等について コミュニティハウス事業の進捗について
令和3年第1回定例会 令和3年1月15日	議案第1号 事務の臨時代理の承認について 議案第2号 令和3年4月1日施行予定の組織改正における教育委員会の例規改正について 議案第3号 清瀬市立中学校「部活動の活動指針」について 令和3年清瀬市成人記念式典について 清瀬けやきホール指定管理者の選定について 下清戸集会所指定管理者の選定について 新型コロナウイルス感染対策等について
令和3年第2回定例会 令和3年2月19日	議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項に関する教育委員会の意見について 議案第5号 令和3年4月1日施行予定の組織改正等における教育委員会の例規制定および改正について 議案第6号 第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画について 令和2年度文部科学大臣優秀教職員表彰について 新型コロナウイルス感染対策等について 令和3年度教育委員会定例会の日程

実 施 日	主 な 審 議 項 目
令和3年第3回定例会 令和3年3月 26 日	議案第 7 号 事務の臨時代理の承認について 議案第 8 号 令和 3 年 4 月 1 日施行予定の組織改正等における教育 委員会の例規の改正について 議案第 9 号 令和 3 年度清瀬市立小・中学校教育課程の受理について 議案第 10 号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について 議案第 11 号 清瀬市生涯学習基本方針(答申)について 令和 2 年度清瀬市教育委員会重点事業(最終報告)について 令和 3 年 4 月 1 日施行予定の組織改正等における条例の改正について 新型コロナウイルス感染対策等について 令和 2 年度学校評価表について 令和 3 年度特色ある学校づくり事業予算査定結果について コミュニティハウス事業について コミュニティ・スクールについて

3 教育委員会学校訪問

令和2年度から教育委員会が行う学校訪問を二つに分けて目的を明確にしました。

(1) A訪問(学校訪問)

趣 旨:学校訪問を通して、学校経営方針及び教育課程届に基づく教育課程の進行状況並びに各校の特色ある教育活動や校内研究、授業改善推進プラン等の取組状況を把握する。

内 容:授業参観(3・4校時)、給食試食、管理職との懇談(5校時)

訪問者:教育長、教育長職務代理者、教育委員、事務局職員

(2) B訪問(指導訪問)

訪問者:指導主事(教育委員が参加する場合があります。)

内 容:研究授業観察(5校時)、研究協議への参加及び指導・助言

※校内研究又は校内研修会における研究授業を兼ねることも可とする。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のために1学期中の学校訪問は、パターン A は10時30分から開始し、教育委員と学校管理職による学校経営についての懇談のみ(給食実食なし)、パターン B は中止となりました。

訪問日	学 校 名	訪問パターン
令和2年5月27日(水)	清瀬小学校	A
令和2年7月6日(月)	清瀬第二中学校	A
令和2年7月13日(月)	清瀬中学校	A
令和2年10月7日(水)	清瀬第四小学校	B
令和2年10月21日(水)	清明小学校	B
令和2年10月28日(水)	清瀬第七小学校	A
令和2年11月9日(月)	清瀬第六小学校	A
令和2年11月25日(水)	清瀬第十小学校	B
令和2年11月12日(木)	清瀬第三小学校	A
令和2年12月18日(金)	清瀬第八小学校	A
令和3年1月20日(水)	清瀬第四中学校	B
令和3年2月24日(水)	清瀬第八小学校	A

※来年度はA訪問とB訪問を交代して実施します。

4 教育委員として就任している他の組織の委員等

各組織の運営等に関し、教育的な見地から助言を行うため、委員等に就任しています

組 織 名	任 期	委 員 名
清瀬市男女共同参画センター運営委員会委員	令和 2年 4 月～令和4年 3月	土屋 佳子 委員
子ども子育て会議委員	平成 28 年 8 月～令和 3 年 7 月	兵頭 扶美枝 委員
東京都市町村教育委員会連合会常任理事	令和 2年 5 月～令和 4年 5 月	兵頭 扶美枝 委員

<資料>

清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、清瀬市教育委員会(以下「委員会」という。)が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところとする。

- (1)点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2)評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 委員会は点検及び評価は、前年度の清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

- 2 委員会は点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 委員会は施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、清瀬市議会へ提出するとともに公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成27年10月16日教委訓令第4号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 28 年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第2条第1項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の規定は適用せず、この規則による改正前の清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の規定は、なおその効力を有する。

令和３年度 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（令和２年度分） 報告書

令和３年８月発行

発 行 清 瀬 市 教 育 委 員 会

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目８４２番地

電 話 042-492-5111 ・ FAX 042-495-3940

～清瀬市教育委員会は「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」の実現に努めます～